

三大疾病療養者の治療と仕事の両立支援事業 ご案内

兵庫県では、三大疾病（がん、脳卒中、心血管疾患）に罹患しても離職することなく、治療と仕事を両立できる環境の整備を目的として、治療のために一時休職する従業員の代替職員を雇用した場合、その賃金の一部を助成する事業を実施しています。



対象事業所

- ① 健康づくりチャレンジ企業に登録されている企業のうち、従業員数（常時雇用労働者数）が、300人以下の事業所
- ② 兵庫県内の従業員数100人以下の事業所等

対象経費

三大疾病（がん、脳卒中、心血管疾患）の治療のために休職する従業員の代替職員の賃金

補助額

代替職員の賃金の2分の1（上限10万円/月）

補助期間

休職職員の休職期間内かつ、代替職員の雇用期間（通算して最長7か月）

助成申請の流れ

1 チェックシートによる確認

事業の要件を「チェックシート」により確認する

2 事業着手承認申請書等の提出

代替職員の雇用が内定した時点で「事業着手承認申請書」、「三大疾病療養者の代替職員採用予定報告書」、休職予定者が三大疾病療養者であることが確認できる書類、「チェックシート」を兵庫県疾病対策課へ提出する。

3 代替職員採用内容変更の報告

上記2で提出した「三大疾病療養者の代替職員採用予定報告書」の内容に変更が生じた場合、「三大疾病療養者の代替職員採用内容変更報告書」を10日以内に兵庫県疾病対策課に提出する。

4 補助金の交付申請

休職者の復帰の見込みが立った時または、補助対象期間(通算して最長7か月)を経過することが判明した時点で、補助金交付申請書及び添付書類を兵庫県疾病対策課へ提出する。
(※補助対象期間が2か年度にまたぐ場合、申請は各年度毎に行う必要があります。)

5 補助事業実績報告書の提出

事業終了後30日以内又は4月10日のいずれか早い日までに「補助金事業実績報告書」を兵庫県疾病対策課へ提出する。
(※補助対象期間が2か年度にまたぐ場合、実績報告は各年度毎に行う必要があります。)

チェックシートの内容

支給対象者（事業主）に関する要件	
①	健康づくりチャレンジ企業の登録企業であり、常時雇用する労働者が300人以下の兵庫県内の事業所である
	常時雇用する労働者が100人以下の兵庫県内の事業所等である
	} いずれかに該当
②	三大疾病の治療に専念できるようにするため、本制度を活用し、治療のために一時休職する職員の代替職員を配置する
③	三大疾病の治療のために一時休職していた職員が復帰した後、柔軟な勤務形態などの創設等、復職した者が就業を継続できる環境を整備し続ける
④	過去3年間に労働関係法令に関する重大な違反がない
⑤	過去3年間に悪質な不正行為により、国、地方自治体から本来受けることのできない助成金等(委託料を含む)を受けていない、または受けようとしたことにより助成金等の不正支給措置を取られていない
⑥	県税の滞納がない
⑦	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主ではない
⑧	国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でない
⑨	特定の政治団体や宗教活動を行う事業主でない
⑩	暴力団又はその統制下の団体でない
がん等の治療のための休職者に関する要件	
⑪	三大疾病の治療のために休職する者である
⑫	原則、現職に復帰することを目指している
代替職員に関する要件	
⑬	新たに雇入れられた又は新たに派遣された者である
⑭	三大疾病の治療のための休職者と同一の事業所及び部署で勤務を予定しており、三大疾病の治療のための休職者の職務の代行を予定している者である
⑮	1週間の所定労働時間が週30時間以上である

制度に関する詳細や、申請書類の様式を県のホームページで公表しております。是非ご覧ください。

兵庫県 三大疾病療養者の治療と仕事の両立支援事業

検索



※ 補助期間の考え方についても、詳しくは県ホームページに掲載しています。

《作成元》〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
 兵庫県保健医療部感染症等対策室 疾病対策課
 がん・難病対策班 ☎078-341-7711（内線3231）


 兵庫県
 Hyogo Prefecture